

遊泳場

一般利用

(単位：円)

区分	1人1回につき	1 団体(30人以上)で入場する場合は、2割を減額する。 2 回数券は、11枚とし、10回分の金額とする。
一般・高校生	160	
小・中学生	110	
乳幼児	50	

専用利用

(単位：円)

区分	9時から12時まで	12時から17時まで	入場料を徴収する場合は、左記の3倍とする。
25メートルプール	16,500		
50メートルプール	23,100	38,500	

備考 開設期間は、市長が別に定める。